



令和3年度 第1回

東海村村長定例記者会見資料

日時：令和3年5月28日（金）

午前10時30分 から 11時30分まで

場所：東海村役場 庁舎3階 庁議室

No.	案 件 名	担当課	ページ
1	新型コロナウイルスワクチン接種について	健康増進課	1-3
2	新型コロナウイルス感染症対策事業について ・キャッシュレス決済ポイント還元事業 ・貸切バス利用促進支援補助金 ・感染症予防対策支援補助金	産業政策課	4-7
3	東海村・アイダホフォールズ市姉妹都市締結40周年 オンライン記念式典の開催について	秘書広報課	8
4	茨城県立東海高等学校と東海村の新たな連携事業 「総合的な探究の時間(年間)」を活用した地域の魅力探し 授業の展開	企画経営課	9
議 案 等			
5	令和3年第2回東海村議会定例会提出議案概要	総務課	10-14
6	令和3年度6月補正予算概要（一般会計）	企画経営課	15



新型コロナワクチン接種について

本村の新型コロナワクチン接種について、現在の状況をお知らせいたします。予約開始時の混雑回避のため75歳以上の高齢者の方から予約を開始しています。今後も、ワクチンの供給状況に応じて順次接種を進めてまいります。

1 接種券発送・接種時期

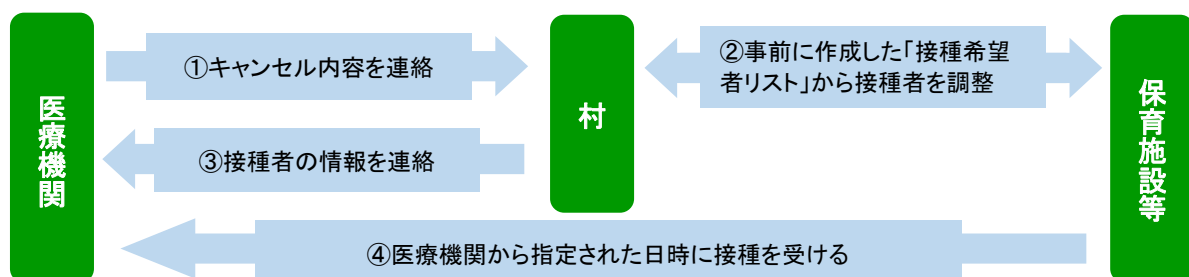
区分	概算人数	接種券発送時期	予約開始時期	接種時期
医療従事者	約 600 人	—	—	4 月～ 【5 月末完了】
高齢者施設入所者 (施設職員を含む)	約 1,000 人	発送済	—	5 月 10 日～
高齢者 (75 歳以上)	約 5,400 人	発送済	5 月 25 日～	5 月 31 日～
高齢者 (65 歳～74 歳)	約 4,100 人	6 月中旬	接種券が届き 次第随時	6 月中旬以降
基礎疾患を有する方	約 1,900 人	未定	未定	未定
上記以外で 16 歳以上の方	約 20,000 人	未定	未定	未定

2 予約方法 ※各予約方法の詳細は添付のチラシをご確認ください。

- ① 専用ホームページ【24 時間対応】
 - ② 専用コールセンター【平日のみ 9：00～17：00】
 - ③ 仮予約申込書【FAX (24 時間対応) または保健センター (平日 9 時～17 時) で受付】
- ※仮予約申込書では、希望する日時は指定できません。

3 ワクチンの廃棄を回避する対応

ワクチンの供給量が限られており、廃棄を回避する対応が求められている中、本村では、エッセンシャルワーカーとして子どもとの身体的接触が多い業務を行う「保育士・幼稚園教諭及び学童クラブの従事者」に対し優先的にキャンセル枠の案内を行い、ワクチンをできる限り無駄なく活用する取り組みを実施します。



【東海村】 75歳以上の方へ 新型コロナワクチン接種のお知らせ

接種費用
無料

75歳以上の方の新型コロナワクチン接種の予約受付が始まります。

予約開始直後は、予約が非常に取りづらい状況が想定されますが、順次予約枠を開放しますので、慌てず、お待ちいただきますようお願いいたします。

東海村でのワクチン接種は、医療機関での完全予約制による個別接種となります。

予約受付

令和3年5月25日(火)午前9時から

【お急ぎでない方向け】

予約方法は

3種類

※詳細は裏面へ



インターネット



電話



仮予約申込書

(ファックス又は窓口で受付)

接種開始

令和3年5月31日(月)から

1 接種する医療機関を決めます

村内の医療機関

高齢者の接種を行う医療機関

石井整形外科クリニック	村立東海病院
植村整形外科クリニック	東海クリニック
尾形クリニック	東原クリニック
久慈こどもクリニック	武藤小児クリニック

②の接種予約
へ進んでください

村外のかかりつけ
医療機関

かかりつけ患者のみ接種を行う医療機関

いばらき診療所とうかい	茨城東病院
-------------	-------

ご自身で直接
医療機関へ
予約してください

※基礎疾患等で定期的にかかりつけ医療機関で治療をしている方は、あらかじめ、かかりつけ医に接種を受けて良いか相談してください。

(基礎疾患については、郵送した封筒内の案内チラシをご確認ください。)

新型コロナワクチン接種に関する専用窓口のご案内

●専用ホームページ (予約・問い合わせ・各種情報)

https://www.knt-kt.co.jp/ec/2021/covid_tokai/

(予約は24時間受付)

東海村 ワクチン接種

で検索



●専用コールセンター (予約・問い合わせ)

0570-033-271 (平日9時~17時)

●茨城県新型コロナワクチンコールセンター

(副反応相談窓口)

029-301-5394 (8時30分~22時・土日・祝日も実施)

2

接種の予約をします

予約方法は、下記に記載している3種類です。お手元に接種券(クーポン券)をご用意の上、1回目の接種希望日時・医療機関を予約してください。

なお、ファイザー社のワクチンは、原則、1回目の接種の21日後(3週間後の同じ曜日)に2回目の接種を受けます。21日後に2回目接種できる日程で1回目の予約日を決めてください。

インターネット 【24 時間対応】	専用ホームページの予約画面から予約してください。 https://www.knt-kt.co.jp/ec/2021/covid_tokai/ ※専用ホームページは2つの方法からアクセスできます。 ① 東海村 ワクチン接種 で検索 ② 村公式ホームページ画面からアクセス ・空き状況を確認しながら、予約ができます。 ・家族や知人など、本人以外でも代理で予約をすることができます。
コールセンター 【平日:9 時~17 時】	TEL 0570-033-271 ・電話がつながれば、その場で予約ができます。ただし、混雑が予想されます。
仮予約申込書 【お急ぎでない方向け】 ① 【24 時間対応】 ② 【平日:9 時~17 時】	① FAX 029-231-7841 ② 東海村保健センター窓口での受付 ・<u>接種する医療機関は指定できますが、希望する日時を指定することはできません。</u> ・「東海村新型コロナワクチン接種 仮予約申込書」に希望する医療機関を記入の上お申込みください。 ・申込書には、接種券番号が必要です。記載のないものは、お預かりできません。 ・申込書は、5月25日(火)から専用ホームページより印刷する、又は東海村保健センター及び役場総合案内に備え付けます。 ・受付後、10 日以内を目安に予約日等をご連絡いたします。



3

接種を受ける前に確認してください

- ・「新型コロナワクチンの説明書」を必ずお読みください。
- ・接種前日までに、予約をキャンセルする場合は、コールセンター又はインターネットでお手続きください。
- ・接種当日、発熱や体調不良によりキャンセルする場合や、都合によりやむを得ずキャンセルする場合は、予約した医療機関へ必ずご連絡ください。

4

予約した医療機関で1回目の接種を受けます

- ・接種当日は、肩を十分露出できる服装(半袖など)でお越しください。
- 【当日持参するもの】**
- ・接種券(クーポン券)・予診票(接種当日に自宅で記入したもの)
- ・本人確認書類(健康保険証や運転免許証等)



5

1回目の接種終了後、2回目の接種を予約し、3週間後に2回目の接種を受けます

- ・2回目の接種日は、1回目のワクチンを接種した際に医療機関の窓口で予約してください。
- ・2回目の接種を受ける際も、1回目と同じものを持参してください。





新型コロナウイルス感染症予防対策事業について

今年度の新型コロナウイルス感染症予防対策として、以下の3事業を実施します。

1. 「PayPayで東海村のお店を応援しよう！最大30%戻ってくるキャンペーン」

内 容：対象店舗で、スマホ決済アプリ「PayPay」で支払いを行った利用者に、30%のポイントを還元（上限は1会計あたり1,000ポイント、月あたり10,000ポイント）。

期 間：令和3年5月1日（土）0時～6月30日（水）23時59分

対象店舗：小売業、飲食業、建設業、理容・美容業などのサービス業（大型店舗、チェーン店、フランチャイズ店等を除く）※のぼりまたはチラシが目印

2. 「貸切バス利用促進支援補助金」

内 容：村内貸切バス事業者に対して、借上料の2分の1（上限7万円/台）を補助

期 間：令和4年3月31日（木）まで ※予算に達し次第終了

対象事業：以下の全てを満たす事業

▼村内発着で日帰り▼補助対象者が所有する貸切バス▼国、県または村の予算で貸切バスを運行するものでないこと▼村民（参加人数の3分の1以上）または村内活動団体等が利用▼保育所（園）、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校または高等学校が実施する遠足、修学旅行において利用するものでないこと▼学校、事業者の送迎を目的としない▼ガイドラインに基づいた予防策を講じ、感染リスクの軽減に努めた行程であること

3. 「感染症予防対策支援補助金」

内 容：感染症予防対策のため、令和3年4月1日から9月30日までの期間に、衛生消耗品・感染症予防対策機器等の購入や賃借、感染症予防対策工事等を実施し、支払済みのものについて補助（上限10万円）。

期 間：令和3年6月1日（火）から10月20日（水）まで ※予算に達し次第終了

対 象 者：（1）村内に店舗、事務所、工場を有する中小企業者、個人事業主

※個人事業主で、他市町村に居住する方も対象。

※個人事業主は、営業収入のある方が対象となり、副業等は対象外。

（2）「いばらきアマビエちゃん」の事業者登録をし「感染症予防対策宣誓書」を掲示していること。

（3）村税に未納がないこと。

PayPayで東海村のお店を応援しよう！最大30%戻ってくるキャンペーン

—新型コロナウイルス感染症対策事業—

産業部産業政策課
産業政策推進担当

令和3年度当初予算額
35,735千円

背景・目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、村内での消費の落ち込みが見られ、非接触などの「新しい生活様式」への転換が求められていることから、キャッシュレス決済の推進や消費喚起による事業者支援、消費者への生活支援を目的に、村内の対象店舗でスマートフォンアプリを使用して決済した消費者に対し、決済金額の一部をポイントとして還元する。

事業概要

- 村内の対象店舗でスマホ決済アプリ「PayPay」で支払いを行った利用者に、決済金額の30%に相当するポイントを還元
- 販促物（のぼり、ポスター、QRコードプレート）を対象店舗に設置

対象事業者

- 村内に店舗等を有する中小事業者で、「PayPay」登録した小売業、飲食業、建設業、理容・美容業などのサービス業
- ※ 大型店、フランチャイズ、チェーン店は除く。ただし、個人事業主でフランチャイズ形式の場合は対象

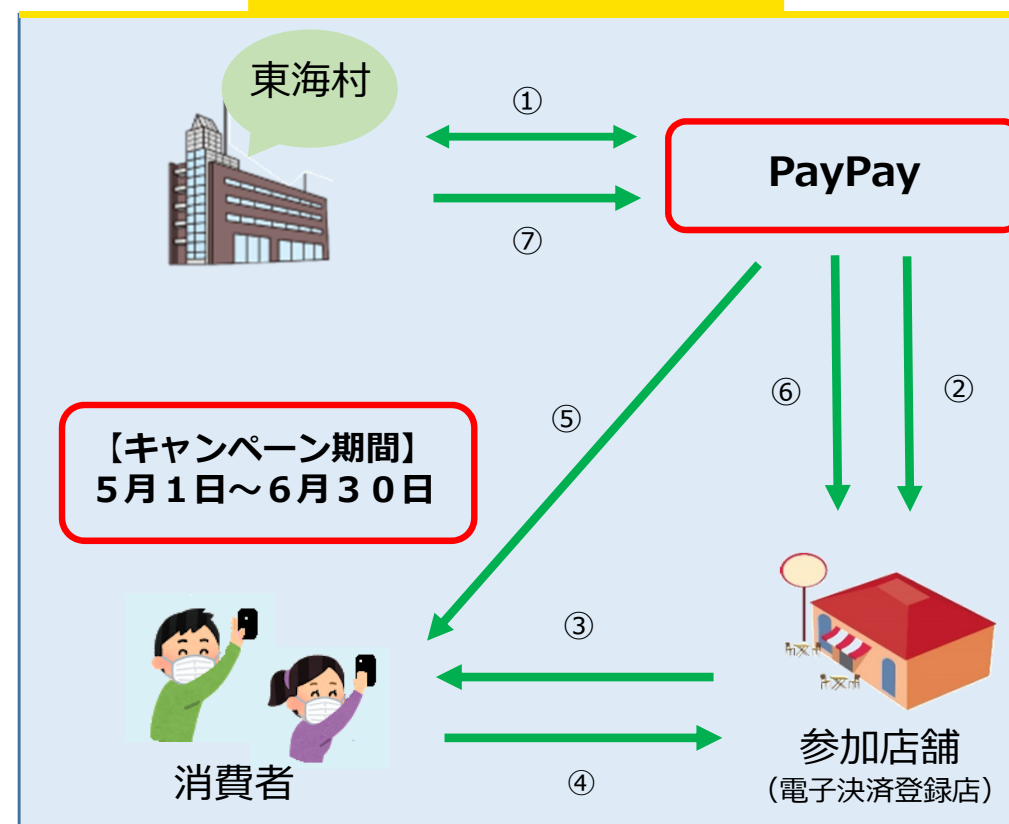
ポイント還元内容

- ポイント還元率 30%
- 付与上限 1,000ポイント/1会計 10,000ポイント/月

スケジュール

- 参加事業者募集期間
令和3年4月6日～令和3年5月14日
- キャンペーン期間
令和3年5月1日～令和3年6月30日

事業イメージ



- ① 委託契約の締結
- ② 販促物の配布
- ③ サービスの提供
- ④ 電子決済で支払い
- ⑤ ポイントの付与
- ⑥ 決済金額を支払い
- ⑦ ポイント分の金額を支払い



貸切バス利用促進支援補助金 —新型コロナウイルス感染症対策事業—

産業部産業政策課 産業政策推進担当
令和3年度当初予算額 2,100千円

背景・目的

新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言の解除に伴い、社会交流活動が再開されている。感染症のリスクを軽減させながら、村民の文化活動及びスポーツ活動、行楽、学習等を後押し、活力を与えることで、地域交流の活性化を促すとともに、村内の貸切バス事業者を支援することを目的とする。貸切バス事業者に対して、村内発着の日帰りの貸切バス借上料の半額について補助を行う。

概要

【対象者】

村内に事業所を有する貸切バス事業者

- ※「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（公益社団法人日本バス協会）を遵守
- ※「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」（貸切バス旅行連絡会）を遵守

【補助金額】

借上料の2分の1（上限7万円／1台）

【補助対象事業】

次のすべてを満たす事業

▼村内発着で日帰り▼補助対象者が所有する貸切バス▼国、県または村の予算で貸切バスを運行するものでないこと▼村民（参加人数の3分の1以上）または村内活動団体等が利用▼保育所（園）、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校または高等学校が実施する遠足、修学旅行において利用するものでないこと▼学校、事業者の送迎を目的としない▼ガイドラインに基づいた予防策を講じ、感染リスクの軽減に努めた行程であること

ポイント

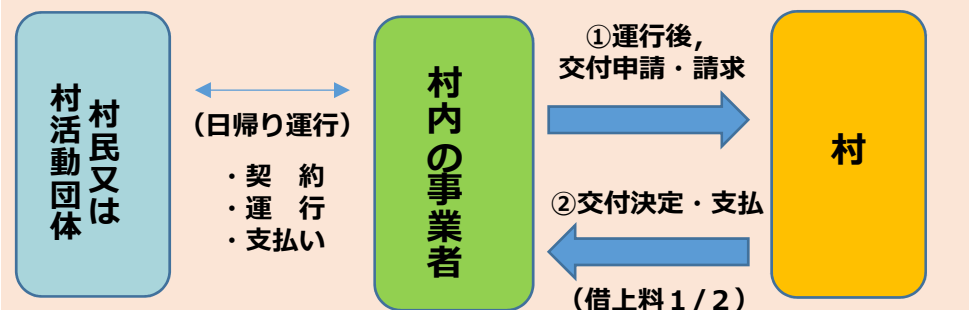
①ガイドライン遵守

②借上料が2分の1で座席に余裕のあるプランが可能

③緊急事態宣言、県の外出自粛要請が出た期間は補助対象期間から除外



申請の流れ



感染症予防対策支援補助金

—新型コロナウイルス感染症対策事業—

産業部産業政策課
産業政策推進担当

令和3年度当初予算額
25,000千円

背景・目的

新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言の解除に伴い、社会経済活動が再開されている。

村内の事業者の労働環境の確保並びに新しい生活様式に沿った事業の継続を支援することで、村民の感染症予防に資するため、村内の中小事業者や個人事業主を対象に、村内の店舗等で使用する感染症予防のための衛生消耗品や機器の購入、村内の店舗等を行う感染症予防対策工事の費用に対して支援を行う。

概要

【対象者】

次のすべてを満たす方

- ① 村内に店舗等を有し継続的に事業を営む事業者
(中小企業信用保険法第2条第1項の中小企業者)
- ② 個人事業主である場合は、事業収入のうち営業等の収入を得ていること
- ③ 個人事業主であって給与収入がある場合は、事業収入が給与収入を超えていること
- ④ 村税に未納のないこと

【補助額】上限10万円/1事業者あたり

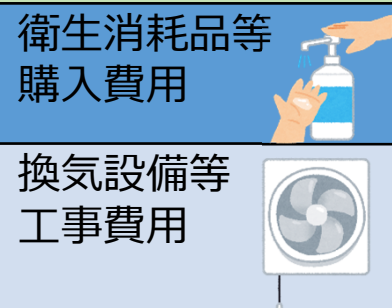
■衛生消耗品・感染症予防対策機器等購入費

マスク、消毒液等の衛生消耗品購入費、非接触型体温計、非接触型の消毒器、カード決済、電子マネー等導入にかかる機器、仕切り用のアクリル板、ビニール等の材料費等の購入費

■感染症予防対策工事費

換気設備工事、網戸の設置工事、パーテーション設置工事、ドライブスルー販売窓口の設置工事、自動ドアへの改修工事、非接触型・抗菌ドアノブ付け替え工事、手洗い場の設置、その他感染予防対策を実施するために必要な改修工事

補助活用イメージ



補助額上限10万円

(補助率10/10)

申請の流れ

購入・工事期間
R3.4.1～
R3.9.30
■消耗品・
機器購入
■工事実施

・発注
・納品
・支払

村内の事業者

① 交付申請 & 請求

② 交付決定・支払

村



東海村・アイダホフォールズ市 姉妹都市締結40周年オンライン記念式典 の開催について

東海村と米国アイダホ州アイダホフォールズ市が1981年に国際親善姉妹都市盟約を締結してから、今年で40周年を迎えることを記念して、オンラインによる祝賀式典を開催します。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、お互いの訪問交流が叶わない中で、両市村の絆をさらに深め、お互いにエールを送ることを目的として、東海村姉妹都市交流協議会が主催して執り行うものです。

- 1 日 時 令和3年7月17日(土) 午前10時30分～正午
- 2 会 場 東海村産業・情報プラザ「アイヴィル (iViI)」多目的ホール
- 3 参加者
 - 東海村姉妹都市交流協議会会員(100名程度)
 - アイダホフォールズ市姉妹都市交流協会会員(オンライン上)
- 4 内 容
 - 代表者による挨拶
 - 40周年を祝う演奏やメモリアル映像の上映
 - 子どもたちによる発表 等
- 5 その他 オンライン交流の様子をYouTubeにより生配信予定

※ 状況により内容を変更する場合があります。



40TH
ANNIVERSARY OF SISTER CITY
FRIENDSHIP
TOKAI & IDAHO



茨城県立東海高等学校と東海村の新たな連携事業

『総合的な探究の時間（年間）』を活用した地域の魅力探し授業の展開

ー茨城大学が主催する『茨城の魅力を探究し発信する高校生コンテスト2021』への挑戦！ー

本村においても、近い将来必ず直面する「本格的な人口減少社会」や「急激な少子高齢化の進展」に対応するためには、本村に関わりのある、特に若い世代のまちに対する愛着を高め、将来にわたって選ばれるまちであり続ける必要があるとともに、その若い世代がまちづくりの主役となり、行政主導ではない住民主体／官民共創のまちを創り上げていかなければなりません。

そこで、令和3年度から、村内唯一の高校である茨城県立東海高等学校に通う高校生（2年生／169名）が、「茨城の魅力を探究し発信する高校生コンテスト2021」（茨城大学主催）にエントリーし、1年間、「総合的な探究の時間」を活用して、地域の魅力を発信する動画作品の制作に挑戦することとなりました。

魅力的な動画を制作し、最優秀賞を獲得するためには、高校生が自ら地域に飛び込み、

▽地域を学ぶ、▽地域と関わる、▽住民と接する、▽仲間と対話する、▽仲間と協力する

が必要となることから、年間を通じて、高校生が地域をフィールドに活発に活動することが期待されます。

また、高校生の手で制作された多数の魅力的な作品は、広く世界に向けて発信されることになり、本村のプロモーションやシビックプライドの醸成にも寄与することとなります。

本取組みがきっかけとなり、高校生が地元のまちの魅力を探究することで、将来的な移住・定住の促進やまちづくりの主役になることを期待するとともに、高校生の活躍が、波及効果として、地域や住民にとってもいい刺激となり、新しい風が吹き始めてほしいと思っています。ぜひ、年間を通じて東海村・東海高校の取組みに注目してください！

キックオフ授業

日時：令和3年6月17日（木）13：30～15：20

会場：茨城県立東海高等学校（2学年各教室）

内容：▽5時間目（13：30～14：20）

『“いばたん”を知ろう！』

（講師）いばたん運営委員（茨城大学 学生）

▽6時間目（14：30～15：20）

『東海村の“魅力”って何だろう？』

（講師）東海村職員



東海村長 山田 修

※取材を希望される場合は、前日までに下記まで連絡した上で、当日東海高校にお越しください。

東海村 企画総務部 企画経営課 プロジェクト推進室（担当：松崎・松木）

TEL 029-282-1711（代） 内線1339／E-mail t-pro@vill.tokai.ibaraki.jp

※新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、やむを得ず中止や延期となる可能性もありますので、予めご了承ください。



（参考）茨城の魅力を探究し発信する高校生コンテスト

茨城大学人文社会科学部主催 茨城県議会・茨城県教育委員会後援プロジェクト



公式HP

令和３年第２回東海村議会定例会提出議案概要

議案番号	議 案 名	説 明
報告第３号	寄附の受入れについて (新型コロナウイルス感染症対策用品)	水戸ヤクルト販売株式会社から寄附の申出があり、これを受け入れましたので、議会に報告するものであります。 １ 寄 附 者 水戸ヤクルト販売株式会社 代表取締役社長 内藤 学 ２ 寄附の品名 新型コロナウイルス感染症対策用品（液体ハンドソープ４８点、手指消毒用アルコール４０点、携帯用消毒アルコール１８０点） ３ 寄附の目的 地域の福祉に貢献するため ４ 寄附年月日 令和３年３月２３日
報告第４号	寄附の受入れについて (図書、遊具)	中丸学童クラブ父母の会から寄附の申出があり、これを受け入れましたので、議会に報告するものであります。 １ 寄 附 者 中丸学童クラブ父母の会 会長 伊東 里沙 ２ 寄附の品名 図書２７点、遊具３点 ３ 寄附の目的 学童保育に貢献するため ４ 寄附年月日 令和３年５月７日
報告第５号	令和２年度東海村一般会計継続費繰越計算書	令和２年第１回及び令和３年第１回定例会において、令和２年度当初予算及び令和２年度東海村一般会計補正予算（第１１号）で議決をいただきました令和２年度継続費予算現額３５，１８４千円につきましては、４０７，５００円を令和３年度へ通次繰り越しましたので、地方自治法施行令第１４５条第１項の規定により報告するものであります。
報告第６号	令和２年度東海村一般会計繰越明許費繰越計算書	令和３年第１回定例会において、令和２年度東海村一般会計補正予算（第１１号）及び（第１２号）で議決をいただきました繰越明許費１２３，９７５千円につきましては、１１７，１６２千円を令和３年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により報告するものであります。
報告第７号	令和２年度水戸・勝田都	令和３年第１回定例会において、令和２年度水戸・勝田都市計画事業東海駅西土地

	市計画事業東海駅西土地 区画整理事業特別会計繰 越明許費繰越計算書	区画整理事業特別会計補正予算（第２号）で議決をいただきました繰越明許費 ５０，８６４千円につきましては，全額を令和３年度へ繰り越しましたので，地方自 治法施行令第１４６条第２項の規定により報告するものであります。
報告第８号	令和２年度水戸・勝田都 市計画事業東海中央土地 区画整理事業特別会計繰 越明許費繰越計算書	令和３年第１回定例会において，令和２年度水戸・勝田都市計画事業東海中央土地 区画整理事業特別会計補正予算（第２号）で議決をいただきました繰越明許費 １３３，２９２千円につきましては，１３０，９１６千円を令和３年度へ繰り越しま したので，地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により報告するものであります。
報告第９号	令和２年度東海村下水 道事業会計予算繰越計 算書	建設改良に要する経費のうち，８６，９３９千円を令和３年度へ繰り越しましたの で，地方公営企業法第２６条第３項の規定により報告するものであります。
承認第１号	専決処分の承認を求める ことについて	（東海村税条例等の一部を改正する条例） 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い，東海村税条例等の一部を改正する 条例について専決処分をしましたので，地方自治法第１７９条第３項の規定により報 告し，承認を求めるものであります。 ○主な改正の内容 ・住宅ローン控除の特例の延長 ・セルフメディケーション税制の見直し ・固定資産税（土地）の負担調整措置 ・軽自動車税の環境性能割の税率区分の見直し及び臨時的軽減の延長 ・地方税法等の一部改正に伴う条項のズレの改正
承認第２号	専決処分の承認を求める ことについて	（東海村都市計画税条例の一部を改正する条例） 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い，東海村都市計画税条例の一部を改 正する条例について専決処分をしましたので，地方自治法第１７９条第３項の規定に より報告し，承認を求めるものであります。 ○主な改正の内容 ・都市計画税（土地）の負担調整措置 ・地方税法等の一部改正に伴う条項のズレの改正

承認第 3 号	専決処分の承認を求める ことについて	(東海村国民健康保険税条例の一部を改正する条例) 新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免対象期間の延長等を行うため、東海村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について専決処分をしましたので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。
承認第 4 号	専決処分の承認を求める ことについて	(東海村介護保険条例の一部を改正する条例) 新型コロナウイルス感染症に係る介護保険料の減免対象期間の延長等を行うため、東海村介護保険条例の一部を改正する条例について専決処分をしましたので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。
承認第 5 号	専決処分の承認を求める ことについて	(令和 3 年度東海村一般会計補正予算 (第 1 号)) 令和 3 年度東海村一般会計補正予算 (第 1 号) について専決処分をしましたので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。 予算総額に歳入歳出それぞれ 239,150 千円を追加し、予算総額を 19,061,150 千円とするものであります。 補正の内容につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業を実施するために必要な予算措置を講じたものであります。 1 歳入 国庫支出金 239,150 千円 2 歳出 衛生費 239,150 千円
議案第 38 号	東海村都市公園条例の一部を改正する条例の制定 について	「東海村体育協会」が「東海村スポーツ協会」に名称変更したことにより、条例の一部を改正するものであります。
議案第 39 号	令和 3 年度東海村一般会計補正予算 (第 2 号)	予算総額に歳入歳出それぞれ 27,900 千円を追加し、予算総額を 19,089,050 千円とするものであります。 補正の主な内容につきましては、子ども・子育て支援交付金の増額及び茨城県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金の交付決定等に伴い、必要な予算措置を講じるものであります。

		1 歳入 (1) 国庫支出金 2, 6 6 1 千円 (2) 県支出金 2 3, 7 0 6 千円 (3) 繰入金 9 3 3 千円 (4) 諸収入 6 0 0 千円 2 歳出 (1) 総務費 6 0 0 千円 (2) 民生費 3, 9 9 1 千円 (3) 農林水産業費 2 1, 0 4 5 千円 (4) 教育費 2, 2 6 4 千円
議案第 40 号	財産取得の変更について（部原地区土地利用推進事業用地）	部原地区土地利用推進事業用地の取得については、平成 2 5 年第 1 回定例会以降、同事業用地に係る財産取得について 1 9 回の変更の議決をいただいております。この度、緑地として用地取得が整ったため、変更するものであります。 1 令和 3 年 3 月 2 4 日議決された議案第 3 4 号財産取得の変更について、買収総面積中「1 0 9, 2 1 4. 2 6 平方メートル」を「1 1 1, 4 2 3. 2 6 平方メートル」に改める。 2 買収価格中「2 6 5, 9 8 5, 2 9 0 円」を「2 8 1, 2 2 7, 3 9 0 円」に改める。 3 土地の所在地、地目、地積及び買収相手方 議案のとおり
議案第 41 号	村道路線の認定及び廃止について	（村道 2 7 2 7 号線（認定）、村道 1 1 8 4 号線・村道 2 7 0 3 号線（廃止）） 都市計画法第 2 9 条の規定による開発行為により移管を受けた道路を認定（1 路線）し、並びに公共の用に供することが不要となった村道路線及び既存道路と重複している村道路線を廃止（2 路線）するため、道路法第 8 条第 2 項及び第 1 0 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

- ※ 法律等関係
- ・地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
 - ・地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
 - ・地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）
 - ・地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）
 - ・都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
 - ・道路法（昭和 27 年法律第 180 号）

令和3年第2回東海村議会定例会 補正予算案参考資料

1. 一般会計補正予算（議案第39号 令和3年度一般会計補正予算第2号）

（1）一般会計歳入歳出予算款別総括表

（単位：千円）

歳 入				歳 出			
款	補正前	補正額	補正後	款	補正前	補正額	補正後
村税	11,625,122	0	11,625,122	議会費	202,534	0	202,534
地方譲与税、交付金等	1,213,244	0	1,213,244	総務費	2,874,197	600	2,874,797
分担金及び負担金	108,388	0	108,388	民生費	5,934,833	3,991	5,938,824
使用料及び手数料	154,037	0	154,037	衛生費	2,328,144	0	2,328,144
国庫支出金	3,553,428	2,661	3,556,089	農林水産業費	378,061	21,045	399,106
県支出金	1,089,195	23,706	1,112,901	商工費	387,542	0	387,542
財産収入	36,765	0	36,765	土木費	2,513,584	0	2,513,584
寄附金	80,001	0	80,001	消防費	693,834	0	693,834
繰入金	565,971	933	566,904	教育費	2,617,733	2,264	2,619,997
繰越金	200,000	0	200,000	災害復旧費	5	0	5
諸収入	176,699	600	177,299	公債費	439,790	0	439,790
村債	258,300	0	258,300	諸支出金	640,893	0	640,893
合計	19,061,150	27,900	19,089,050	予備費	50,000	0	50,000
				合計	19,061,150	27,900	19,089,050

（2）一般会計歳入予算の主な内訳

○国庫支出金【2,661千円】

- ・子ども・子育て支援交付金（2,661千円）

○県支出金【23,706千円】

- ・子ども・子育て支援交付金（2,661千円）
- ・茨城県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金（21,045千円）

○繰入金【933千円】

- ・財政調整基金繰入金（933千円）

歳入歳出調整のため増額補正する。

○諸収入【600千円】

- ・自治総合センターコミュニティ助成金（600千円）

（3）一般会計歳出予算の主な内訳 ※ページは議案書のページ

○総務費【600千円】

- ・自治総合センターコミュニティ助成事業（600千円）

令和3年度の自治総合センターコミュニティ助成金の額が決定したため、増額補正する。

○民生費【3,991千円】

- ・民間学童クラブ運営費補助事業（1,830千円）
- ・病児病後児保育補助事業（742千円）
- ・地域子育て支援センター補助事業（768千円）
- ・一時保育補助事業（651千円）

○農林水産業費【21,045千円】

- ・産地生産基盤パワーアップ補助事業（21,045千円）

いばらきの産地生産パワーアップ事業対象者に対し、補助金の交付を行うため増額補正する。

○教育費【2,264千円】

- ・預かり保育事業（2,264千円）

